

第26回京都市西京まちづくり区民会議

日 時：令和2年1月24日（金）午後2時～
場 所：京都市西文化会館ウエスティ 1階 創造活動室

《 次 第 》

1 開 会

2 次期西京区基本計画の骨子案について

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 第25回京都市西京まちづくり区民会議 意見の概要 | 資料1 |
| (2) 西京区基本計画にかかる実感度アンケート集計結果報告書 | 資料2 |
| (3) 次期西京区基本計画の枠組み | 資料3 |
| (4) 次期西京区基本計画骨子（案）取組分野の方向性 | 資料4 |
| (5) 西京区総合庁舎整備基本計画（案） | 資料5 |
| (参考) 第25回京都市西京まちづくり区民会議 摘録 | 資料6 |

3 その他

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 西京☆わくわくはぐくみアクションについて | 資料7 |
| (2) 西京区地域力サポート事業について | 資料8 |

4 閉 会

京都市西京まちづくり区民会議 委員名簿

氏 名	役 職	
いの うえ 井 上	まなぶ 学	立命館大学アート・リサーチセンター 客員協力研究員
うえ だ	きよ かず 上 田 清 和	西京区体育振興会連合会 総務
お 小	ぐら み わ 倉 美 和	京都信用金庫東桂支店 支店長
かた 片	やま ちえこ 山 千恵子	西京区社会福祉協議会 理事
かわ 河	ら ゆたか 原 裕	嵐山東学区自治連合会 会長
こ 小	いし あつ こ 石 敦 子	西京区民生児童委員会 副会長
◎ こ 小	いし くみす 石 玖三主	西京区自治連合会 会長 西京区交通安全推進会連合会 会長
しら 白	す 須 ただし 須 正	龍谷大学 政策学部 教授
すず 鈴	き ち づる 木 千 鶴	区民公募
たく 宅	ま たもつ 間 保	西京保健協議会連合会 副会長
とう 東	じょう すえこ 條 孝子	西京少年補導委員会 企画副部長
なが 永	たに ふみ たか 谷 文 隆	大原野地域自治連合会 会長
ふか 深	がわ こう よう 川 光 耀	花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 専任講師
○ ふじ 藤	もと ひで こ 本 英 子	京都市立芸術大学 美術学部デザイン科, 大学院美術研究科, 環境デザイン研究室 教授
みや 宮	さき ひで お 崎 秀 夫	西京区長
やす 安	だ けい こ 田 桂 子	西京区地域女性連合会 会長
やす 安	だ じゅん じ 田 淳 司	西京区洛西担当区長
やま もと	山 よし ひろ 本 義 博	桂学区自治連合会 会長
よし 吉	だ ゆみ 田 由 美	区民公募

◎…議長, ○…副議長

※ 敬称略, 五十音順

京都市西京まちづくり区民会議 事務局名簿

<事務局>

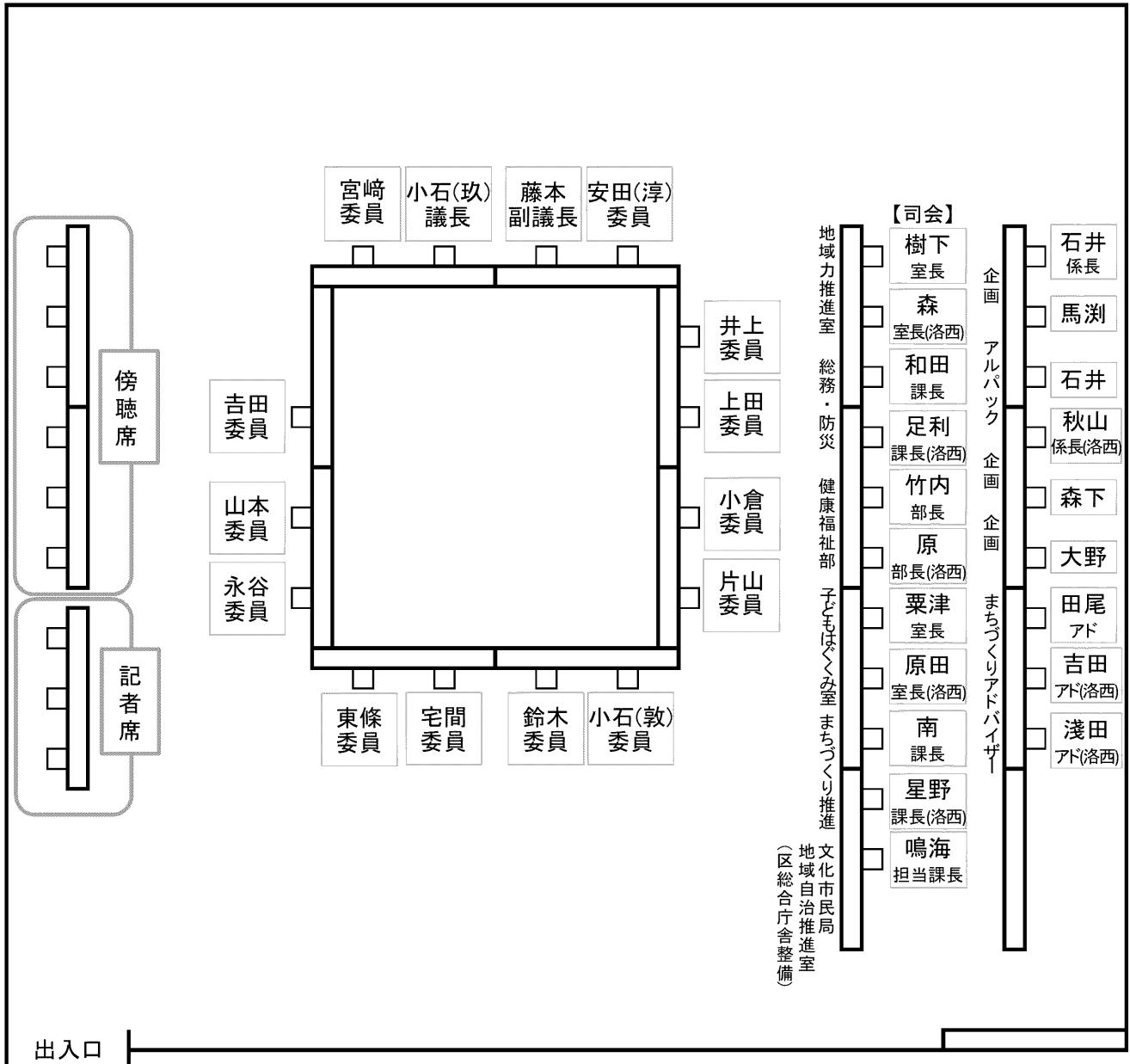
氏名	役職等
樹下康治	西京区地域力推進室長
森重樹	西京区洛西支所地域力推進室長
竹内俊雄	西京区健康福祉部長
原昭彦	西京区洛西支所健康福祉部長
栗津佳子	西京区子どもはぐくみ室長
原田規之	西京区洛西支所子どもはぐくみ室長
和田富美子	西京区地域力推進室総務・防災課長
足利一平	西京区洛西支所地域力推進室総務・防災課長
南孝之	西京区地域力推進室まちづくり推進課長
星野和之	西京区洛西支所地域力推進室まちづくり推進課長
石井和宏	西京区地域力推進室企画係長
秋山龍哉	西京区洛西支所地域力推進室企画係長
馬渕紀明	西京区地域力推進室
森下重雄	西京区地域力推進室
大野優香	西京区地域力推進室
田尾純子	文化市民局地域自治推進室 まちづくりアドバイザー（西京区担当（主））
吉田泰基	文化市民局地域自治推進室 まちづくりアドバイザー（西京区洛西支所担当（主））
谷亮治	文化市民局地域自治推進室 まちづくりアドバイザー（西京区担当（副））
浅田真実	文化市民局地域自治推進室 まちづくりアドバイザー（西京区洛西支所担当（副））

※ 敬称略

第26回京都市西京まちづくり区民会議 座席表

日時 令和2年1月24日(金)午後2時から

場所 京都市西文化会館ウエスティ 1階 創造活動室



※1 委員席は、正面の正副議長と両区長の他、時計回りで五十音順

※2 欠席委員は、河原委員、白須委員、深川委員、安田(桂)委員

京都市西京まちづくり区民会議の開催等に関する要綱

(趣旨)

第1条 西京区基本計画の推進及び進行管理を行い、新たに基本計画を策定する際には当該計画の検討を行うため、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、西京まちづくり区民会議（以下「区民会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 区民会議の委員は、西京区長（以下「区長」という）と次の者のうちから区長が依頼する。

（1）西京区自治連合会から推薦された者、学識経験のある者、その他西京区長が適当と認める者

（2）西京区洛西担当区長

2 委員の人数は20人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 区民会議の役員は、議長、副議長及び専門委員若干名とする。

2 議長は、区長が指名し、副議長は議長が指名する。

3 専門委員は、区長が学識経験のある者から指名する。

4 議長は、会議の進行を司る。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門委員は、専門的な知識、経験に基づき助言等を行う。

(招集及び議事)

第5条 区民会議は、区長が招集する。

2 区長は、区民会議の意見を聞いて、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 区民会議は公開で開催する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、区民会議に関し必要な事項は、区長が定める。

(庶務)

第8条 区民会議の庶務は、西京区役所において行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は西京区長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年1月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。